

【倫理綱領】

メンタルケア学会会則第9条3項に基づき、本会正会員及び賛助会員（以下「会員」という）の倫理綱領として以下を定める。

前 文

特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の研究部会であるメンタルケア学会（以下、「当学会」という）は、メンタルケア心理士®及びメンタルケア心理専門士®を認定する学術団体として会員へ心理学に関わる相談援助（以下、「カウンセリング」という）の技術、知識の更なる向上を行い、会員の親善と情報交流を図り、もって人間の精神保健の維持・増進に寄与することを目的として、倫理綱領を策定する。会員は心理学に関わるカウンセリングの専門知識人として、上記の目的を遵守し、社会的責任及び道義的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する義務を負うものとする。

第1条 基本的倫理

1. 会員は、基本的人権を尊重すると共に、公正無私に努める。
2. 会員は、自らの専門知識人としての研究や行動に対し、常に責任と品位を持ち、自己の専門知識、資質の向上に努め、最新情報の収集などの自己研鑽を行うよう努める。
3. 会員は、広義的な社会貢献として常に心がけ、自らの専門知識の啓発に努める。
4. 会員は、自らの健康管理、精神状態を常に心がけ、カウンセリングの対象者（以下、「対象者」という）に対し、カウンセリングを常に適切に行えるよう努める。

第2条 法令順守及び看護・福祉理念、自己研鑽

1. 会員は、自らの専門知識の研鑽だけでなく、社会一般に関わる関連法令を遵守し、自己研鑽の専門性を広く持つように努める。
2. 会員は、自己の信念を貫くことだけでなく、他職域の文化・芸術性を貴び、自らの倫理感・道徳心及び良心を養うように努める。
3. 会員は第2条1、2項にある事柄のほか自己技術の応用力を高める為に、当学会が主催する研究会、学会、その他の機関・団体が催すセミナーなどに積極的に参加するように努める。
4. 会員は、文化とは人が作り上げた無形もしくは有形物であることを熟慮した上で、他者に共感的理解を示すことができるような人物になりえるための努力を惜しまないよう努める。
5. 会員は、自己の技術、専らカウンセリング技術だけに着目することなく、寛容なる倫理感を持ちつつも、正当な道徳心・良心を持つことにより、アイデンティティの確立を怠ることのないよう努める。
6. 会員は、当学会以外に専門知識人として機関・団体に所属する場合は、当学会倫理綱

領第2条2項と共に、それぞれの諸規則に従うものとする。

7. 会員は、常に看護及び福祉理念を念頭に置き、人間に限らず動物に対する研究活動の場合においても関連法令の遵守及び、動物保護・福祉と適切な管理を行うよう努める。

第3条 目的の開示と必要な情報の提示、説明

1. 会員は、カウンセリングや自らの専門知識の研究として活動をする場合には、対象者に対し、正確な目的を開示し、且つその活動に関わる必要な情報の提示と十分な説明（インフォームド・コンセント）を行い、対象者に同意を得るよう努める。

2. 第3条1項に基づく、対象者の同意は、対象者が自己決定が行える状態ではない場合は、対象者の保護者又は後見人に対し、同様の説明を行い同意が得られるよう努める。

3. 会員は、対象者との同意が得られた場合は、書面をもって同意書を取り交わすよう努める。

4. 会員は、第3条3項で取り交わした同意書は、その目的となる活動が終了せずとも、対象者の意思で終了できる旨を事前に、対象者もしくは対象者の保護者又は後見人に対し説明しなければならない。

第4条 機密保持

1. 会員は、カウンセリングや自らの専門知識の研究として活動を行う際には、対象者の同意なく、活動をしてはならない。

2. 会員は、カウンセリングや自らの専門知識の研究として活動で得た対象者や対象者に関わる情報を、厳重に管理・保管しなければならない。カウンセリングや自らの専門知識の研究として活動で得た情報は、特別な理由または関連法令に定められる場合以外には対象者が同意した目的以外に使用してはならない。

第5条

1. 本綱領及びメンタルケア学会会則、細則を遵守するように努める。

附 則

本倫理要綱は平成19年5月20日より施行する。